

岩美町消防施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会及び集落（以下「自治組織等」という。）並びに事業所が、消防力の充実等を図るために行う消防施設の整備に要する経費に対し、補助金を交付することについて、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本補助金の事業主体は、別表の事業の種類欄における消防施設整備費補助事業については自治組織等並びに事業所とし、消火栓整備費補助事業については事業所とする。

(補助事業の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助金の交付対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付見込通知)

第5条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業にかかる補助金の交付見込額を事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自治組織等並びに事業所は、様式第1号による申請書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第7条 町長は、前条による申請があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付決定をするものとする。

(申請事項の変更)

第8条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第2号による申請書を提出して行うものとする。

- 2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表に掲げるとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第3号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、に町長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付の請求をしようとする自治組織等並びに事業所は、様式第4号による請求書を町長に提出するものとする。

- 2 規則第20条第1項第3号の補助金等の受入額調書は、様式第5号によるものとする。

(帳簿の整備等)

第11条 自治組織等並びに事業所は、補助事業のかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を補助事業終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(財産の処分の制度)

第12条 自治組織等並びに事業所は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過している場合は、この限りでない。

附則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成11年度の補助金から適用し、平成15年度迄の5年間について適用する。
- 3 この要綱は、平成16年度の補助金から適用し、平成20年度迄の5年間について適用する。

- 4 この要綱は、平成21年度の補助金から適用し、平成23年度迄の3年間について適用する。
- 5 この要綱は、平成24年度の補助金から適用し、平成28年度迄の5年間について適用する。
- 6 この要綱は、平成27年度の補助金から適用し、平成28年度迄適用する。
- 7 この要綱は、平成28年度の補助金から適用し、平成28年度迄適用する。
- 8 この要綱は、平成28年度の補助金から適用し、平成28年度迄適用する。
- 9 この要綱は、平成29年度の補助金から適用し、平成33年度迄の5年間について適用する。
- 10 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。
- 11 この要綱は、令和4年度の補助金から適用し、令和6年度迄の3年間について適用する。
- 12 この要綱は、令和7年度の補助金から適用し、令和9年度迄の3年間について適用する。

別表（第3条、第8条関係）

事業の種類	補助金の交付対象経費	補助率	軽微な変更	
			経費の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
消防施設整備費補助事業	<p>自治組織等並びに事業所が消防力の充実等を図るために行う次に掲げる消防施設の整備に要する経費（ただし、事業所については、消火栓整備費補助事業の実施に併せて行う(2)、(3)、(5)の設置に係る経費のみを対象とする。）</p> <p>(1)消防格納庫 （新設、移設、改修等）</p> <p>(2)消防ホース</p> <p>(3)消防格納箱</p> <p>(4)ホース乾場</p> <p>(5)管鎗</p> <p>(6)消防用サイレン （新設、移設、改修等）</p> <p>(7)消防センター（改修） （ただし、消防格納庫部分に限る。）</p>	<p>当該事業費の50/100以内</p> <p>（ただし、事業費の上限は150万円とする。また、自治組織等が事業主体である場合について、町長が別に定める各種事業地元（受益者）負担率表における小規模集落等に対する軽減措置の対象となる場合には、当該軽減措置を適用した後の負担率に応じた補助率とする。）</p>	<p>交付対象経費の20%を越える増減</p>	<p>1 施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>2 交付金対象となる施設（物品）の数量の変更</p>
消火栓整備費補助事業	<p>事業所が消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条に規定する消防水利の設置基準の範囲内に消防水利がない防火対象物の消防水利を確保するために行う消火栓の新規設置に要する経費</p>			